

養育費の取決め内容に係る公正証書等の 作成費用の一部を補助します。

(千曲市養育費に関する公正証書等作成費用補助制度)

【対象者】

千曲市内に住所を有するひとり親家庭で、次の全ての要件を満たす人が対象になります。

- ・ 養育費の取決めに係る公正証書の作成に要する経費を負担した人
- ・ 養育費の取決めに係る公正証書に表示された当事者で、その公正証書等を有している人
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童(20歳未満)を現に扶養している人
- ・ 同一の養育費に係る公正証書等作成費用について、過去に地方公共団体(千曲市含む)から補助金の交付を受けていない、若しくは受ける予定がない人

【補助対象となる費用】

養育費の取決めに係る費用のうち、以下のものになります。

- ・ 公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料
- ・ 調停の申立て又は訴訟に要する収入印紙代
- ・ 裁判所又は公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得費用
- ・ 裁判所又は公証役場との連絡用の郵便切手代

【補助上限額】 20,000円

【申請期限】

公正証書を作成した日の翌日から起算して6ヶ月以内

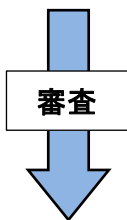
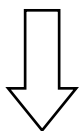
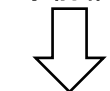
※期日を超えると申請出来ません。



※裏面参照

【手続きのながれ】

- ① 事前相談(任意)
 - ・ 養育費の取決めや補助金の申請方法等について、こども未来課で相談を行います。
- ② 公正証書の作成
 - ・ 公証役場にて公正証書の作成手続きをお願いします。
※手続きについては必ず事前に公証役場までお問合せください。
 - ・ 公証人手数料や印紙代などの領収書は大切に保管してください。
- ③ 補助金申請
 - ・ こども未来課窓口へ申請書等の書類を提出します。
(必要書類)
 - ✓ 交付申請書兼実績報告書及び請求書
 - ✓ 養育費の取決めをした書類の写し(公正証書等)
 - ✓ 補助対象経費の領収証等支払いを証する書類の写し
 - ✓ 印鑑及び振込を希望する口座番号がわかるもの
- ④ 交付決定
 - ・ 交付決定通知書が送付され、補助金が振り込まれます。



【最寄りの公証役場・家庭裁判所】

○長野公証人合同役場

住 所：〒380-0872 長野市大字南長野妻科 437-7 長野法律ビル 1 階
電 話：026-234-8585

○上田公証役場

住 所：〒386-0023 上田市中央西 1 丁目 15-32 フコク生命上田ビル 3 階
電 話：0268-22-5477

○長野家庭裁判所上田支部

住 所：〒386-0023 上田市中央西 2 丁目 3-3
電 話：0268-40-2203



問い合わせ先

千曲市役所 次世代支援部 こども未来課 こども家庭相談係
〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地
電話 026-273-1111 (内線 1261)